

令和 8 年度岡山市内小規模道路附属物点検業務委託 特記仕様書

本業務は、「岡山市道路照明・道路標識・道路反射鏡等点検マニュアル（案） 令和 8 年 6 月」及び国土交通省道路局の「小規模附属物点検要領 平成 2 9 年 3 月」に基づき、小規模附属物の点検を実施し、調書を作成するものである。本業務の施行に当たっては、岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書に対する下記の特記及び追加事項に従い業務を履行しなければならない。

1 業務目的

本業務では、岡山市が管理する道路附属物（道路標識、道路照明）について、倒壊等の恐れがある変状をできるだけ早期に発見し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るために、施設の初回点検を実施する。

2 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日

3 履行場所

岡山市内全域

4 業務内容は以下のとおりとする。

（1）現地踏査

点検対象となる道路附属物について、既存資料の確認を行った上で現地踏査を行い、道路附属物の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を確認する。現地踏査結果として、既存資料の有無、資料と現地状況の不一致、現地写真等を整理し、提出すること。

なお、現地踏査時に、道路附属物の施設台帳に記される道路附属物が無いなど、現地と貸与資料が異なる場合は、監督員と協議すること。また、協議にあたっては、位置図、写真、判定した根拠など併せて提出すること。

（2）業務計画書作成

業務の目的・趣旨を把握した上で、点検対象となる道路附属物について、現地踏査に基づき、点検スケジュール及び点検方法、関係機関協議の有無等について整理する。

（3）点検業務

①現況確認

- ・「岡山市道路照明・道路標識・道路反射鏡等点検マニュアル（案） 令和 8 年 6 月」に基づき実施するものとする。
- ・現地踏査及び点検時において、支柱周辺への土砂の堆積や実生木、ゴミの不法投棄等を確認した場合には、撤去するなど必要な措置をとってから点検を行い、監督員に報告すること。
- ・第三者に対し被害が生じる恐れがある損傷（標示板の破損等）を発見した場合は、点検時に応急措置を施すとともに、監督員に報告すること。
- ・現地踏査及び点検時に、判定区分Ⅳとなるような損傷を確認した場合には、直ちに監督員に報

告すること。なお、報告にあたっては、写真、判定した根拠、応急措置方法など併せて提出すること。

- ・支障物件等により物理的に目視による点検が困難な場合は監督員と協議をすること。
- ・上記以外についても、適切な対応を心掛けるとともに監督員に連絡すること。
- ・設置年数が不明な施設を含め、25年以上経過している施設は、板厚計測を実施することを基本とする。
- ・ボルト・ナット部分に合いマークを施工していない場合は施工すること。

②点検調書作成

- ・「岡山市道路照明・道路標識・道路反射鏡等点検マニュアル（案） 令和8年6月」に基づき、道路附属物毎に点検記録様式を作成する。

③報告書作成

- ・点検結果について、道路附属物毎にデータを整理する。また、本業務の成果として、作成した資料等のとりまとめを行う。

簡易報告書（電子成果物含む） 2部

※簡易報告書とは、紙に印刷した成果品を簡易加除式ファイルに綴じたものとする。

※電子成果物は、DVD-R等とし、提出する記録ファイルについては以下のとおりウイルスチェックを行うこと。（格納された全てのファイルについて実施）

- 1) 市場性のある（シェアの高い）ソフトにより、かつ、最新のウイルスチェックデータに基づいて（チェック前に最新データを取り込んだ後）ウイルスチェックを行い、安全性を確実に確保すること。
- 2) ウイルスチェックしたソフト名及びその日付、ウイルスチェック者の氏名を別途記載し提出すること。

5 変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$\begin{aligned} & \text{当初業務委託料(税込)} \\ = & (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

6 ウィークリースタンスの推進

- (1) 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者間で設計業務等の業務環境を改善し1週間における就業環境改善の取組）の対象業務であるため、以下の①～⑨について受発注者の協力のもと取組むものとする。

- ① 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
- ② ノー残業デー（水曜日）は、勤務時間外の依頼及び16時以降に打合せはしない。
- ③ ノー残業デー（水曜日）に資料作成の依頼を行う場合は、翌日（木曜日）を期限日としない。

- ④ 金曜日（休前日）に新たな依頼をしない。
 - ⑤ 資料作成等作業依頼を正規の勤務時間以外には行わない。
 - ⑥ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
 - ⑦ 昼休みや午後 5 時以降開始の打合せをしない。
 - ⑧ 作業内容に見合った作業期間を確保する。（休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう配慮する。）
 - ⑨ その他、任意に設定。
- (2) ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」を基に決定する。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。
- (3) 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- (4) 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。
- なお、「ウィークリースタンス推進チェックシート」の様式は下記のホームページで入手できます。
- <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028872.html>

7 その他

- ・警察等の関係機関との協議に必要な資料を作成すること。
- ・公告期間中、「岡山市道路照明・道路標識・道路反射鏡等点検マニュアル（案） 令和 8 年 6 月」を道路港湾管理課（岡山市本庁舎 6 階）において閲覧可能とする。